

<p>条の三第二項第二号</p>	<p>用に供されなくなつたもの（当該個人の居住の用に供されなくなつた</p>	<p>に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等という。以下この号、第三十五条第二項第二号、第三十六条の二第一項第二号、第四十一条の五第七項第一号口及び第四十一条の五の二第七項第一号口において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつてその居住の用に供することができなくなつた場合における当該家屋（当該個人の居住の用に供することができなくなつた</p>
<p>租税特別措置法第三十五</p>	<p>三年 で当該個人の居住の</p>	<p>十年 が警戒区域設定指示等が行われた日において当該</p>

<p>条第二項第二号</p>	<p>用に供されなくなつたもの</p>	<p>警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつてその居住の用に供することができなくなつた場合における当該家屋</p>
<p>租税特別措置法第三十六条の二第一項第二号、第四十一条の五第七項第一号口及び第四十一条の五の二第七項第一号口</p>	<p>三年 居住の用に供されなくなつた日</p>	<p>十年 居住の用に供することができなくなつた日</p>
<p>租税特別措置法第三十六条の二第一項第二号、第四十一条の五第七項第一号口及び第四十一条の五の二第七項第一号口</p>	<p>で当該個人の居住の用に供されなくなつたもの（当該個人の居住の用に供されなくなつた</p>	<p>が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつてその居住の用に供することができなくなつた場合における当該家屋（当該個人の居住の用に供することができなくなつた</p>

三年	十年
----	----

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつてその居住の用に供することができなくなった個人（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（包括受遺者を含み、その居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者に限る。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちに当該直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前におい

て当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれれみなして、前項の規定により読み替えられた租税特別措置法第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用することができる。

3 前二項に規定する警戒区域設定指示等とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示をいう。

一 原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指

示

二 前号に掲げるもののほか、住民の避難に関する指示として財務省令で定めるもの
第十一条の六を第十一条の七とし、第十一条の五の次に次の一条を加える。

(帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等)

第十一条の六 個人の有する土地等で福島復興再生特別措置法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等(次項において「避難解除区域等」という。)のうち財務省令で定める区域内にあるものが、同法第四十八条の十四第一項に規定する帰還環境整備推進法人(政令で定めるものに限る。次項において「帰還環境整備推進法人」という。)が行う同法第三十二条第一項に規定する帰還環境整備事業計画(次項において「帰還環境整備事業計画」という。)に記載された事業(同法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち財務省令で定めるものの整備に関する事業であつて、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)の用に供するために買い取られる場合には、当該買い取られる場合は、租税特別措置法第三十四条の二第二項第十号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

2 個人が、帰還環境整備推進法人に対しその有する租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する土地等で避難解除区域等のうち財務省令で定める区域内にあるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が当該帰還環境整備推進法人が行う帰還環境整備事業計画に記載された事業(適正な形

状、面積等を備えた一団の土地とするための事業として財務省令で定めるものに限る。）の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡は、同条第二項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

第十二条の三中「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と」、同項第四号口中「債務処理計画が平成二十八年四月一日以後に策定されたもの」とあるのは「内国法人が平成二十八年四月一日以後に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定の対象となつた法人」とする」に改める。

第十三条第一項中「第六項、第十項及び」を「第六項、第十項、第十三項及び第十六項並びに」に、「第六項、第十項及び」を「第六項及び第十項並びに」に、「第二十一項」を「第二十六項」に、「第二十四項」を「第二十九項」に、「同条第十八項」を「同条第二十三項」に改め、同条第二項中「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十九項」に、「同条第十五項」を「同条第二十項」に、「第十項及び」を「第十項、第十三項及び第十六項並びに」に、「第二十一項」を「第二十六項」に、「第二十四項」を「第二十九項」に改め、同条第四項第一号中「及び次条第五項」を「並びに次条第

三項及び第七項」に改め、同条第五項第一号中「同条第十三項」を「同条第十八項」に改め、同項第二号中「次条第五項」を「次条第七項」に改める。

第十三条の二第一項中「(以下この項)」の下に「及び第三項」を、「個人」の下に「(以下この条において「住宅被災者」という。)」を加え、「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第三十項」に改め、「場合に限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、「及び第五項」を「、第五項及び第七項」に、「年に限る。以下この条」を「年に限る。以下この項」に改め、同条第二項第一号及び第三号中「次項」を「第六項第一号及び第九項」に改め、同条第八項中「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第一項に規定する個人」を「住宅被災者」に、「同項の」を「第一項の」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「個人」を「住宅被災者」に改め、「租税特別措置法第四十一条第一項に規定する」を削り、同項第一号中「第四項に規定する控除限度額」を「第六項第一号に定める金額」に改め、同項第三号中「前項第二号ハ」を「前項第三号ホ」に、「第四十一条の二第二項第三号」を「第四十一条の二第二項第五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 再建特別特定住宅借入金等の金額 第六項第二号に定める金額

第十三条の二第六項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 二以上の住宅の再取得等（再建住宅借入金等の金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）をし、かつ、これらの住宅の再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅を租税特別措置法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）が同一の年に属するものがある場合には当該居住日が同一の年に属する住宅の再取得等を一の住宅の再取得等（当該居住日の属する年が平成二十六年である場合において、当該二以上の住宅の再取得等のうちに、当該住宅の再取得等に係る居住日が平成二十六年前期限内の日であるものと平成二十六年後期限内の日であるものとがあるときは、居住日が平成二十六年前期内の日である住宅の再取得等と居住日が平成二十六年後期限内の日である住宅の再取得等とに区分をした住宅の再取得等）として第一項、第五項又は第六項の規定を、二以上の住宅の特別特定再取得等（再建特別特定住宅借入金等の金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）をし、かつ、これらの住宅の特別特定再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅を

同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した日が同一の年に属するものがある場合には当該居住の用に供した日が同一の年に属する住宅の特別特定再取得等を一の住宅の特別特定再取得等として第三項、第五項又は第六項の規定を、それぞれ適用する。

第十三条の二第五項中「第一項に規定する個人」を「住宅被災者」に、「(同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。)」を「又は再建特別特定住宅借入金等の金額」に、「住宅の再取得等以外」を「住宅の再取得等又は当該再建特別特定住宅借入金等の金額に係る住宅の特別特定再取得等以外」に改め、「同法第四十一条第一項に規定する」を削り、「係る同項」を「係る租税特別措置法第四十一条第一項」に、「特例適用年又は」を「特例適用年、」に改め、「認定住宅特例適用年」の下に「、当該再取得等以外の住宅取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋に係る同条第十三項に規定する特別特定適用年又は当該再取得等以外の住宅取得等をした認定住宅に係る同条第十六項に規定する認定住宅特別特定適用年」を加え、「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に、「及び第十項」を「、第十項、第十三項及び第十六項」に、「再建住宅借入金等の金額及び」を「再建住宅借入金等の金額又は当該再建特別特定

住宅借入金等の金額及び」に、「再建住宅借入金等の金額と」を「再建住宅借入金等の金額又は再建特別
特定住宅借入金等の金額と」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号口中「次項第二号」を
「次項第三号」に改め、同号八中「イ及びロ」を「イからニまで」に改め、同号八を同号ホとし、同号ロ
の次に次のように加える。

ハ 租税特別措置法第四十一条第十三項に規定する特別特定住宅借入金等の金額（同項の規定により
同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）

当該特別特定住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

二 租税特別措置法第四十一条第十六項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額（同項の規定に
より同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同

じ。） 当該認定特別特定住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

第十三条の二第五項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該再建特別特定住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分をし、当該区分をした居住年
に係る住宅の特別特定再取得等に係る再建特別特定住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ第三項前段の

規定に準じて計算した金額の合計額

第十三条の二第五項を同条第七項とし、同条第四項中「に規定する控除限度額」を「の控除限度額」に、「同項に規定する再建住宅借入金等の金額に係る居住年につき第二項の規定により定められた借入限度額の一・二パーセント」を「住宅被災者が再建特例適用年において有する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 再建住宅借入金等の金額 再建住宅借入金等の金額に係る居住年（第一項に規定する居住年をい
- い、当該居住年が平成二十六年である場合には、平成二十六年前期と平成二十六年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）につき第二項の規定により定められた借入限度額に一・二パーセントを乗じて計算した金額（二以上の住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの再建住宅借入金等の金額ごとに、これらの再建住宅借入金等の金額に係る居住年につき同項の規定により定められた借入限度額に一・二パーセントを乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額）
- 二 再建特別特定住宅借入金等の金額 三十三万三千三百円

第十三条の二第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項に規定する個人が、」を「住宅被災者が、第一項に規定する」に、「において、」を「（再建特別特定適用年を含む。以下第八項までにおいて同じ。）において、」に改め、「居住年（同項に規定する居住年をいい、当該居住年が平成二十六年である場合には、平成二十六年前期と平成二十六年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）に係る」を削り、「この項に」を「第九項までに」、「。」を「。）」又は住宅の特別特定再取得等に係る再建特別特定住宅借入金等の金額（第三項の規定により同法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下第九項までにおいて同じ。）を「に改め、「第一項」の下に「及び第三項」を加え、「につき」を「又は再建特別特定住宅借入金等の金額につき」に、「居住年ごと」を「住宅の再取得等又は住宅の特別特定再取得等ごと」に、「居住年に係る住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額ごと」にそれぞれ同項の規定に準じて計算した金額」を「住宅の再取得等又は住宅の特別特定再取得等に係る住宅借入金等（同条第一項に規定する住宅借入金等をいう。次項から第八項までにおいて同じ。）の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 再建住宅借入金等の金額 当該再建住宅借入金等の金額につき第一項の規定に準じて計算した金額
- 二 再建特別特定住宅借入金等の金額 当該再建特別特定住宅借入金等の金額につき第三項前段の規定に準じて計算した金額

第十三条の二第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

- 3 住宅被災者が、住宅の新築取得等で租税特別措置法第四十一条第十四項に規定する特別特定取得に該当するものをし、かつ、当該住宅の新築取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅を平成三十一年十月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合（当該増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額につき、同法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項の規定により同法第四十一条の規定の適用を受けた場合を除くものとし、当該居住の用に供した日の属する年（以下この項及び第七項第二号において「居住年」という。）から九年目に該当する年において当該住宅の新築取得等に係る再建住宅借入金等の金額につき第一項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合その他の政令で定める場合に限る。）において、居住年から十年目に該当する年以後居住年から十二

年目に該当する年までの各年（当該居住の用に供した日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び第五項において「再建特別特定適用年」という。）において当該住宅の新築取得等（再建住宅にあつては、従前住宅を居住の用に供することができなくなつた日以後最初に居住の用に供したものに係る住宅の新築取得等に限る。以下この条において「住宅の特別特定再取得等」という。）に係る同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（以下この条において「再建特別特定住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、同法第四十一条第十三項及び第十六項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、当該再建特別特定適用年を同法第四十一条第一項に規定する適用年とし、その年十二月三十一日における再建特別特定住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）に一・二パーセントを乗じて計算した金額（当該金額が再建特別特定控除限度額を超える場合には再建特別特定控除限度額とし、当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を当該再建特別特定適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額として、同条及び同法第四十一条の二の規定を適用することができる。この場合において、同項中「十年間（同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）の属する年が平成十

一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間）の各年（当該居住日」とあるのは「十三年間の各年（同日）」と、同法第四十一条第二十項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、同条第二十一項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第二十二項中「第一項に規定する十年間」とあり、並びに同条第二十三項、第二十六項及び第二十九項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「十三年間」とする。

4 前項の再建特別特定控除限度額は、当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額から当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額として政令で定める金額（当該金額が五千万円を超える場合には、五千万円）に二パーセントを乗じて計算した金額を三で除して計算した金額とする。

第十七条の二第四項第一号へ中「ホに」を「トに」に改め、同号へを同号チとし、同号ホを同号トとし、同号二中「ハに」を「ニ及びホに」に、「百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三

月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、「百分の十七」を「百分の十七」に改め、同号二を同号へとし、同号八を同号二とし、同号二の次に次のように加える。

ホ 建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域（同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

第十七条の二第四項第一号ロ中「イに」を「イ及びロに」に、「百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の三十四）」を「百分の三十四」に改め、同号ロを同号八とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域

内の市町村を除く。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域（同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）その取得価額の百分の五十に相当する金額

第十七条の二第四項第二号イ中「前号イ」の下に「及びロ」を加え、同号ロ中「前号ロ」を「前号ハ」に、「百分の十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の十）」を「百分の十」に改め、同号ハ中「前号ハ」を「前号二及びホ」に改め、同号ニ中「前号ニ」を「前号ヘ」に、「百分の八（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）」を「百分の六」に改め、同号ホ中「前号ホ」を「前号ト」に改め、同号ヘ中「前号ヘ」を「前号チ」に改める。

第十七条の二の二第一項及び第二項並びに第十七条の二の三第一項及び第二項中「五年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」に、「ある場合には」を「あった場合におけるその変更に係る区域については」に改める。

第十七条の三第一項中「定められた東日本大震災復興特別区域法」を「定められた同法」に改め、「定められた復興産業集積区域」の下に「（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）」を加える。

第十七条の三の二第一項及び第十七条の三の三第一項中「三年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、三年）」に改める。

第十七条の五第一項中「東日本大震災復興特別区域法の」を「同法の」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に、「百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、百分の三十四）」を「百分の三十四」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体（当該認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた租税特別措置法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等が取得又は製作若しくは建設をして当該認定に係る復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定

する地域を含む市町村の区域に限る。）内において開発研究の用に供した開発研究用資産　その取得
価額の百分の五十に相当する金額

第十七条の五第二項中「第四十二条の四第八項第九号」を「第四十二条の四第八項第十号」に改める。

第十八条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の六第一項」に改め、「中小企業者又は」の下に「同法第四十二条の四第八項第九号に規定する」を加える。

第十八条の三第一項中「全ての」を削り、「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に改め、「要件」の下に「の全て」を加え、同条第六項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第十八条の八第一項中「いう。以下この条」を「いう。第四項及び第八項」に改め、同条第七項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同条第十七項中「次に定めるところによる」を「当該法人（福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものを除く。）は、同法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものとみなす」に改め、同項各号を削る。

第十八条の九第一項中「除く。以下この条」の下に「及び次条」を加える。

第十八条の九の次に次の一条を加える。

（帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第十八条の十 法人の有する土地等で福島復興再生特別措置法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等（次項において「避難解除区域等」という。）のうち財務省令で定める区域内にあるものが、同法第四十八条の十四第一項に規定する帰還環境整備推進法人（政令で定めるものに限る。次項において「帰還環境整備推進法人」という。）が行う同法第三十二条第一項に規定する帰還環境整備事業計画（次項において「帰還環境整備事業計画」という。）に記載された事業（同法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち財務省令で定めるものの整備に関する事業であつて、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために買い取られる場合には、当該買い取られる場合は、租税特別措置法第六十五条の四第一項第十号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

2 法人が、帰還環境整備推進法人に対しその有する土地等で避難解除区域等のうち財務省令で定める区